



ファックス通信

2016年 1月27日 発行 159号

発行元 公益社団法人日本理学療法士協会

(広報課) 電話 03(6804)1440/FAX03(3401)5961

速報：平成28年度診療報酬改定 個別改定項目

2016年1月27日水曜日、第325回中央社会保険医療協議会総会にて、平成28年度診療報酬改定 個別改定項目(案)が提示されました。以下、リハビリテーションに関する内容の一部を紹介いたします。点数については後日、発表されます。

個別改定項目(案)の全文は、下記URL(本会HP)から確認することができます。

【 URL : <http://goo.gl/CRak32> 】

※最終的な答申ではございません。今後、変更される可能性があることをご承知おきください。

個別改定項目 一部紹介

■回復期リハビリテーション病棟におけるアウトカム評価

1. 回復期リハビリテーション病棟を有する保険医療機関について、当該病棟におけるリハビリテーションの実績が一定の水準に達しない保険医療機関については、回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者に対して1日に6単位を超えて提供される疾患別リハビリテーション料を、回復期リハビリテーション病棟入院料に包括する。
2. 1. により回復期リハビリテーション病棟入院料に包括される疾患別リハビリテーションの実施単位数を、リハビリテーション充実加算等の施設基準において用いる疾患別リハビリテーションの総単位数に含まないこととする。

【算定要件】

(2) 効果に係る実績が一定の水準を下回るとは、過去6か月間に当該保険医療機関の回復期リハビリテーション病棟から退棟した全ての患者(計算対象から除外される患者を除く)についての、①の総和を②の総和で除したものが一定数未満である状態をいう。

①退棟時のFIM得点(運動項目)から入棟時FIM得点(運動項目)を控除したもの

②各患者の入棟から退棟までの日数を、当該患者の入棟時の状態に応じた算定上限日数で除したもの

(3)・・・(中略)入棟日において次に該当する患者については、毎月の入棟患者数の〇分の〇を超えない範囲で、(2)の算出から除外できる。

①FIM運動項目得点が〇点以下のもの、②FIM運動項目得点が〇点以上のもの

③FIM認知項目得点が〇点未満のもの、④年齢が〇歳以上のもの

*その他高次機能障害の患者等に関する除外規定がある。

※2ページ目に続きます。

間違いFAXがありましたら、大変恐れ入りますが、上記TEL/FAXまでご連絡ください。FAX番号、

お宛名の変更は、代表者のマイページから施設情報をご変更いただくか、上記までご連絡ください。



■ADL維持向上等体制加算の施設基準の見直し等

1. ADL維持向上等体制加算を増点し、内容を充実する。

(施設基準) 当該病棟に、専従の常勤理学療法士等が2名以上または専従の理学療法士等1名と専任の常勤理学療法士等が1名以上配置されていること。

■要介護被保険者の維持期リハビリテーションの介護保険への移行

1. 要介護被保険者等(入院中の患者を除く)に対する脳血管疾患等リハビリテーション、廃用症候群リハビリテーション、運動器リハビリテーションについては、これらの評価を適正化しつつ、原則として平成30年3月までの実施とする。

2. 要介護被保険者等に対するリハビリテーションについて、機能予後の見通しの説明、目標設定の支援等を評価する。

*目標設定等支援・管理料の新設 初回〇点、2回目以降〇点

3. 医療保険と介護保険のリハビリテーションについて、併給できる期間を拡大する。

■廃用症候群リハビリテーション料の新設

廃用症候群に対するリハビリテーション料(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)を新たな疾患別リハビリテーション料として設ける。

■初期加算、早期加算の算定要件等の見直し

リハビリテーション料の初期加算、早期リハビリテーション加算の対象を、急性疾患及び急性増悪した慢性疾患に限る。疾患別リハビリテーション料における初期加算、早期リハビリテーション加算の算定起算日を見直す。

■生活機能に関するリハビリテーションの実施場所の拡充

医療機関外におけるリハビリテーションを疾患別リハビリテーションの対象に含める。

[算定要件]

(2) 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)又は呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)を算定するものであること。

■リンパ浮腫複合的治療料 新設

1. 重症の場合 〇点(1日につき)、 2. 1以外の場合 〇点(1日につき)

[算定要件]

(3) 専任の医師が直接行うもの、又は専任の医師の指導監督の下、専任の看護師、理学療法士又は作業療法士が行うものについて算定する。あん摩マッサージ指圧師(当該保険医療機関に勤務する者で、あん摩マッサージ指圧師の資格を取得後、保険医療機関において2年以上業務に従事し、施設基準に定める適切な研修を修了した者に限る。)が行う場合は、専任の医師、看護師、理学療法士又は作業療法士が事前に指示し、かつ事後に報告を受ける場合に限り算定できる。

間違いFAXがありましたら、大変恐れ入りますが、上記TEL/FAXまでご連絡ください。FAX番号、お宛名の変更は、代表者のマイページから施設情報をご変更いただくか、上記までご連絡ください。